

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年7月17日付けで提起した、田川市長が令和元年7月12日付けで行った令和元年度軽自動車税の減免申請を非該当とする処分に対する審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決を求めている。

- (1) 本件納税通知書が審査請求人の元に届かなかったため、審査請求人は、自らが障害者であることを理由とした令和元年度軽自動車税の減免申請を申請期限内にすることができなかった。
- (2) 審査請求人は、督促状が届いたことで令和元年度軽自動車税を納付しなければならぬことに気付いた。
- (3) 処分庁は、平成31年4月26日に本件納税通知書を発送したと言うが、翌日から連休に入るため、本件納税通知書が届かないこともあり得る。普通郵便では届いたことの確定はできない。

### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次の理由により、本件処分について棄却の裁決を求めている。

- (1) 本件納税通知書は、処分庁宛てに返送された事実はなく、また、審査請求人から不到達の立証もされていない。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条第4項の規定に基づき、本件納税通知書は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 判断の理由

(1) 普通郵便により送達した本件納税通知書の有効性

法第20条第1項は、地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する旨を定めており、同条第4項は、通常取扱いによる郵便によって第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物は、通常送達すべきであった時に送達があったものと推定する旨を定めている。よって、本件納税通知書についても、それが通常取扱いによる郵便によって発送された場合には、特段の事情がない限り、通常送達すべきであった時に送達があったものと認めることができる。

本件納税通知書は、平成31年4月26日、審査請求人宛てに普通郵便により発送されており、市内の通常郵便事情に鑑みれば、審査請求人の主張する連休を考慮したとしても納期限である令和元年5月31日前10日まで（法第446条第2項）には配達されていると考えられるから、その頃までに送達があったものと推定され、かかる推定を覆すに足りる証拠は、審査請求人から提出されていない。

よって、普通郵便により送達した本件納税通知書は、適正な時期に送達されたものと推定される。

(2) 申請期限を過ぎたことを理由として行った本件処分 of 適法性

軽自動車税の減免は、法第454条の規定により「当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる」とされており、同条に基づき、田川市市税条例（昭和26年条例第49号。以下「条例」という。）第90条により身体障害者等であることを理由に行う減免を定めている。同条第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により「納期限までに、市長に対して、（中略）申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない」とされ、このほかに申請期限の例外を定めた規定はない。

軽自動車税の減免は、地方団体が自らの判断で一部の納税者に対して税を軽減し、又は免除するという例外的な措置である。よって、公平性の観点から、法、条例等の規定に基づき厳格に判断することが求められるものであると解される。

審査請求人は、本件納税通知書が届いていないことを理由に納期限を知らないことをもって本件処分の取消しを主張するが、条例においてそのような申請期限の例

外を認める規定はなく、条例第90条第2項の規定により申請期限を過ぎていることを理由に非該当とした本件処分に違法性は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年10月3日付けで市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月17日に審査会の会議を開き、当該諮問の内容について調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件諮問が行政不服審査法第43条第1項各号に規定された「諮問を要しない場合」には該当しないことを確認した上で、調査審議を開始した。
- (2) 諮問書に添付された事件記録を確認し、審理員の審理手続が適法かつ適正に行われていることを認めた。

##### 2 普通郵便により送達した本件納税通知書の有効性

審査請求人自身が本件納税通知書の不到達を立証することは非常に困難であると考えられるが、法第20条第4項の規定が「通常の手続きによる郵便」であっても「送達があったものと推定する」とした趣旨は、徴税行政の安定及びその円滑な運営を図るところにあると解され、処分庁においても、返送された納税通知書について処理簿を整備し管理を行っていることから、本件納税通知書の送達に違法又は不当な点があるとは言えず、本件納税通知書は、適正な時期に送達されたものと推定され、有効であると認められる。

##### 3 申請期限を過ぎたことを理由として行った本件処分の適法性

審理員意見書に記載されているとおり、軽自動車税の減免は、地方団体が自らの判断で一部の納税者に対して税を軽減し、又は免除するという例外的な措置であり、公平性の観点から、法、条例等の規定に基づき厳格に判断されなければならない。条例第90条第2項の規定により減免の申請書は納期限までに市長に提出しなければならないとされているのだから、本件処分に違法性は見当たらない。

##### 4 まとめ

以上のことから、本件審査請求には理由がないため、市長が原処分の維持が適切と考える諮問の理由は、妥当である。

よって、本書の第1に記載のとおり答申する。

令和元年10月24日

田川市行政不服審査会

会長 佐藤 香代

委員 野村 幸生

委員 山口 洋一